

No. 6 豊川市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
産業環境部 環境課		0533-89-2141	直 通	0533-89-2197
住 所	〒442-8601 豊川市諏訪1-1		担当者氏名	藤 田
U R L	http://www.city.toyokawa.lg.jp/		E-mail	kankyo@city.toyokawa.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	548,000	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	548,000	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	548,000	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
3	2	1					6

前年度実績基数 (6基)

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く全地域
 - ①下水道法第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域（おおむね7年以上下水道の整備が見込まれない区域を除く）
 - ②農業集落排水処理事業計画区域
 - ③その他市長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 有（地域名：佐奈川流域）

(5) [補助対象条件]

- ・専用住宅の敷地内のすべての既存みなし浄化槽又はくみ取り便所の使用を廃止するとともに、新たに浄化槽を設置する事業（当該浄化槽に関し、浄化槽法第5条第1項ただし書の適用を受けるものを除く）
 - ※専用住宅：延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（当該建物に設置する浄化槽の処理対象人員が50人以下となるものに限る）
 - ※浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量除去率が90%以上であり、かつ、放流水中の生物化学的酸素要求量の日間平均値が20mg/l以下であるもの（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するものに限る）をいう

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定による届出又は建築基準法（昭和25年法律201号）第6条第1項の確認をしないとき
- ②専用住宅又はその敷地を借り受けている場合であって、その貸主から浄化槽の設置に関する承諾が得られないとき
- ③専用住宅を販売する目的で浄化槽を設置しようとするとき
- ④市税又は国民健康保険料の滞納があるとき
- ⑤敷地内のし尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く）の全部又は一部を浄化槽に接続しないとき
- ⑥公共事業等による移転補償を受ける場合であって、当該移転補償として浄化槽の設置に関する費用の交付を受けるとき
- ⑦浄化槽の設置に関する工事を浄化槽工事業者の登録を受けていない者に行わせるとき
- ⑧その他市長が適当でないと認めるとき

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽法第5条第1項に規定による浄化槽の設置に係る届出書の写し
- ②浄化槽設置等工事の請負契約書の写し
- ③浄化槽の設置等に関する工事の請負業者に係る浄化槽工事業者登録書又は特例浄化槽工事業者届出書の写し及び浄化槽設備士免状の写し
- ④浄化槽の設置等に関する工事の見積書の写し（既存浄化槽の撤去費用の補助及び宅内配管工事費用の補助を受けるときは経費がそれぞれ内訳として明記されたもの）
- ⑤配置図及び排水経路図（設置する浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びにますが明記され

たもの)

- ⑥浄化槽の設置場所のわかる書類
- ⑦市税等において滞納がないことを証する書類（申請日前1か月以内に発行されたもの）
- ⑧既存みなし浄化槽又はくみ取り便所の使用廃止に係る誓約書
- ⑨専用住宅又はその敷地の貸主による浄化槽設置に係る承諾書（専用住宅又はその敷地を借り受けている場合）
- ⑩設置しようとする浄化槽に係る登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証の写し（指針の適用がある浄化槽である場合）
- ⑪既存みなし浄化槽またはくみ取り便所の設置場所の分かる書類及び設置場所の写真
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日
- ①浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ②浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ③既存みなし浄化槽の廃止届の写し
- ④施工の写真
- ⑤浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査の依頼書及び領収書の写し
- ⑥浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、これに代えて自らが浄化槽法第8条及び第9条に定める浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の基準に従った実施ができることを証する書類）
- ⑦浄化槽又はくみ取り便所の清掃実施届の写し（最終のもの）
- ⑧工事チェックリスト
- ⑨産業廃棄物管理票（E票）の写し（みなし浄化槽、くみ取り便所又は既設配管を撤去した場合）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費の2/3（10万円まで）の補助を行っている（下水道接続時）
- ②浄化槽の設置に当たり既存みなし浄化槽を撤去し、浄化槽を当該既存みなし浄化槽と同一の敷地内に設置する場合上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ③くみ取り便所を撤去し、浄化槽を当該既存くみ取り便所と同一の敷地内に設置する場合上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ④浄化槽の設置に当たり補助対象浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係るものに限る）並びにます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を配管する場合、上限30万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください